

関自旅二第361号
令和5年6月2日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

ハイヤーにおける運賃改定手続の開始等の取扱いについて

標記について、令和5年6月1日付け国自旅第62号により自動車局旅客課長から別添のとおり通達があり、当局としても、申請率の要件を下記のとおり取扱うこととし、本取扱いは、6月2日以降、ハイヤーにおける運賃改定申請があったときから適用するものとするので、了知されたい。

なお、関係事業者団体に対しては、別紙のとおり通知したので申し添える。

記

ハイヤーにおける運賃改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関東運輸局長公示)2.中「7割」とあるのは「5割」と読み替えるものとする。